

## 第8章 青少年の被害防止・保護

### 1 児童虐待防止の推進

【子ども家庭課】

児童虐待を防止するためには、早期発見、早期対応が重要であることから、県および各市町において、警察、学校、保育所、民生委員・児童委員などを構成員とする要保護児童対策地域協議会をそれぞれ設置し、地域の関係機関の連携強化を図っている。

### 2 相談機関による児童虐待相談の実施

【子ども家庭課】

児童相談所、県健康福祉センター、市福祉事務所、児童家庭支援センターなどの関係機関において、児童虐待を含めた児童相談を実施している。

なお、平成17年4月から児童福祉法の改正により、市町は児童相談の一義的な窓口となり、児童虐待を発見した場合の通告先としても位置付けられている。

第74表 児童に関する相談機関

名称	所在地	電話番号
児童相談所		
総合福祉相談所（こども・女性支援課）	福井市光陽2丁目3-36	0776-24-5138
敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
24時間365日児童相談ダイヤル	（総合福祉相談所）	24時間365日よ 0776-24-3654
県健康福祉センター		
福井健康福祉センター福祉課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-2857
丹南健康福祉センター福祉課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
〃 武生福祉保健部福祉課	越前市文京2丁目13-39	0778-22-4135
二州健康福祉センター福祉課	敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター福祉課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
市町児童相談担当課	—	
児童家庭支援センター		
児童家庭支援センター一陽	越前市行松町26-2-2	0778-43-5514
あわら児童家庭支援センター	あわら市田中々3-25-7	0776-78-7933
児童家庭支援センター白梅	小浜市木崎14-1-1	0770-56-5870
おくえつ児童家庭支援センターめぐみ	大野市春日65-92	0779-69-1324

資料出所:子ども家庭課

### 3 学校等における児童・生徒の安全確保

#### (1) 不審者対策

【スポーツ保健課】

##### ① 「危機管理マニュアル」の作成および「防犯訓練」の実施

県および各学校においては、緊急時の初動体制や対応等をまとめた「危機管理マニュアル」を作成しており、不審者侵入を想定した避難訓練等を通して、より実効性のあるものに見直しを図っている。

※ 「危機管理マニュアル」

(幼、小、中、県立における平均作成率 100%・・・H27 年度)

※ 「防犯訓練（不審者対策訓練）」

(小、中学校における実施率 100%・・・H27 年度)

② 不審者情報等については、該当校から保護者や近隣学校への連絡体制や、各市町教育委員会から県教育委員会・警察等および近隣市町教育委員会への連絡体制を整備し、迅速に対応している。また、県教育委員会では情報の共有化を図るため、庁内の関係各課に FAX を送信したり、県警のリユウピーネットを活用して、県立学校および他市町教育委員会に対して情報を提供したりしている。

③ 各学校においては集団および複数による登下校を徹底するとともに、緊急時に子どもが避難できる「子ども 110 番の家」の活用を推進している。

④ 各学校では、警察や関係機関と連携し、不審者侵入等を想定した避難訓練や緊急時の対応を学ぶ防犯教室等を実施している。また、県では各学校における防犯教室を推進するため、教職員や地域のボランティアを対象とした防犯教室講習会等を開催している。

##### ⑤ 「子ども安心県民作戦」

【県民安全課】

登下校時等の子どもの安全を確保するため、地域の各関係機関や団体事業所等と学校が連携し、地域ぐるみの見回り活動や声かけ運動を展開している。

※ 子ども安心県民作戦活動者・・・約 20,670 人 (H28. 9 月末調査)

※ 子ども安心県民作戦協力事業所・・・約 20,650 事業所 (H28. 9 月末調査)

##### ⑥ 「夕方見守り運動」

【県民安全課】

声かけ事案が多く発生する夕方に、大人が散歩等の屋外活動を行うよう心がけることにより、子どもを見守る住民の目を増やし、子どもの見守りを強化する「夕方見守り運動」の普及を図っている。

#### (2) 学校におけるセキュリティ対策

【スポーツ保健課】

外部との出入口を確実に施錠するとともに入口を一本化し、受付を明示するなど来校者のチェック体制を確立している。